

議案第60号

愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年愛西市条例第115号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、戸別収集による粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料の額を定めるため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年愛西市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「法第16条に規定する投棄禁止地域における」を削り、同条第4項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第4条中「法第6条第1項による」を削る。

第9条第1項中「第227条第1項」を「第227条」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 戸別粗大ごみシール 1枚 500円

第9条第1項に次の6号を加える。

(3) 可燃物ごみ専用袋（大） 1袋 20円

(4) 可燃物ごみ専用袋（小） 1袋 15円

(5) プラスチック類ごみ専用袋（大） 1袋 20円

(6) プラスチック類ごみ専用袋（小） 1袋 15円

(7) 不燃物ごみ専用袋（大） 1袋 20円

(8) 不燃物ごみ専用袋（小） 1袋 15円

第12条中「の許可申請は、前条の定めに準ずる」を「を営もうとする者は、別に定める許可申請書を市長に提出しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。